



# 序章 都市計画マスタープランとは

## 1. 計画策定の背景と目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称で、都市の将来あるべき姿や都市づくりの基本的な方針を示すものです。

本町では、2004(平成 16)年3月に「須恵町都市計画マスタープラン」(以下、「第一次計画」という。)を策定し、2024(令和6)年を目標として都市づくりを進めてきました。

第一次計画が計画期間満了を迎えるにあたり、社会状況の変化に対応しながら、未来に続く持続可能な都市づくりを進めるため、「第二次須恵町都市計画マスタープラン」(以下、「本計画」という。)を策定することとしました。

## 2. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法において以下のように定められています。

### ■ 都市計画法第 18 条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

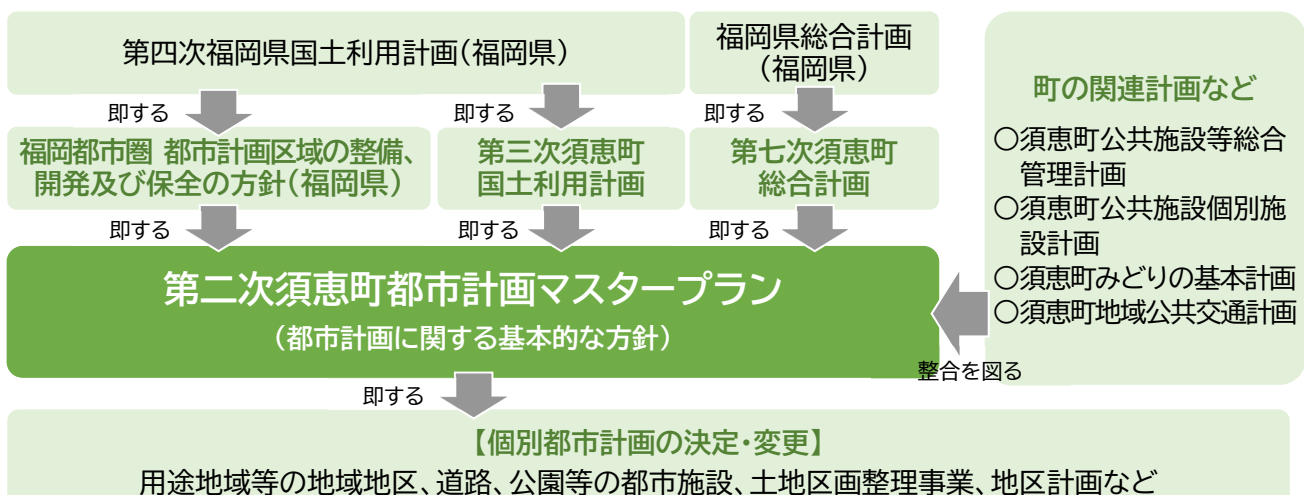
- 1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想<sup>※1</sup>並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針<sup>※2</sup>に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

※1「市町村の建設に関する基本構想」:総合計画の基本部分である基本構想のこと。

※2「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」:都道府県が広域の見地から定める都市計画の基本的な方針のことで、通称、「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれる。

本計画は、上位計画である「第七次須恵町総合計画」及び「福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるとともに、本計画と同時に策定する「第三次須恵町国土利用計画」に即するものです。

また、本計画は、町の関連計画との整合のもとで策定するものです。なお、本町の都市計画は、本計画に即して定めることとなります。



### 3. 第二次須恵町都市計画マスタープランの概要

#### (1) 計画の対象区域と計画期間

計画の対象区域は、本町全域とします。

計画期間は、2044(令和 26)年までの 20 年間を計画期間とし、必要に応じて中間見直しを実施します。

#### (2) 策定体制

本計画は、町民を代表する各種団体のメンバーや学識経験者等による「策定委員会」と、庁内関係部局が連携・調整する「庁内検討会議」を中心に検討を行い、「都市計画審議会」に諮り、策定されました。

また、計画の検討にあたっては、ワークショップや町民アンケート調査、パブリックコメントの結果を活用し、町民意見を反映しながら検討を進めました。

なお、「策定委員会」及び「庁内検討会議」では、同時に見直しを行った「第三次須恵町国土利用計画」についても検討し、両計画の整合を図る場として計画案の作成を行いました。

